

大分大学医学部附属病院診断群分類の適切なコーディングに関する委員会細則

平成20年6月25日制定

平成20年医学部附属病院細則第4-6号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、大分大学医学部附属病院において、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法等の施行に伴う実施上の留意事項について（平成20年3月19日付け保医発第0319002号厚生労働省保険局医療課長通知）に基づき、標準的な診断及び治療方法の周知を徹底し、適切なコーディング（適切な診断を含めた診断群分類の決定をいう。）を行う体制を確保することにより、質の高い効率的な入院医療を推進し、安定した病院収入を確保するため、大分大学医学部附属病院診断群分類の適切なコーディングに関する委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 診断群分類の適切なコーディングの総括に関すること。
- (2) 標準的な診断及び治療方法の周知徹底に関すること。
- (3) 適切な診断を含めた診断群分類の決定に関すること。
- (4) データチェックにより判明した不適切なコーディングを防止するための対策に関すること。
- (5) 再入院率の上昇、アップコーディング等に対する対策に関すること。
- (6) 「DPC導入の影響評価に係る調査」で指摘されたエラーデータ等の対策に関すること。
- (7) その他診断群分類の適切なコーディングに関し必要と認められる事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 診療科長 1人
 - (2) 内科系診療科の病棟医長 若干人
 - (3) 外科系診療科の病棟医長 若干人
 - (4) 医療情報部長又は医療情報部副部長
 - (5) 手術部副部長
 - (6) 副薬剤部長
 - (7) 副看護部長 1人
 - (8) 医療技術部臨床検査部門技師長
 - (9) 医療技術部放射線部門技師長
 - (10) 診療情報管理支援室長
 - (11) 医事課において診療記録管理を担当する職員 2人
 - (12) その他委員長が必要と認める者
- 2 前項第1号から第4号まで並びに第7号、第11号及び第12号の委員は、病院長が指名する。
- 3 第1項第2号及び第3号の委員は、別表に規定する診療科のうちから、病院長が順次指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第1号、第4号、第7号、第11号及び第12号の委員の任期は2年とし、同項第2号及び第3号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は、少なくとも年4回以上開催する。

(委員の代理出席)

第7条 委員が、事故等やむを得ない事由により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員が指名した代理者を委員会に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成20年6月25日から施行する。

2 この細則の施行後、最初に任命される第3条第1項第1号から第3号まで、第7号、第12号及び第16号に規定する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成21年医学部附属病院細則第4-31号)

この細則は、平成21年3月25日から施行する。

附 則 (平成25年医学部附属病院細則第4-16号)

この細則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年医学部附属病院細則第4-3号)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年医学部附属病院細則第4-3号)

この細則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年医学部附属病院細則第4-10号)

この細則は、令和2年7月9日から施行する。

附 則 (令和3年医学部附属病院細則第4-8号)

この細則は、令和3年10月1日から施行する。

別表

内科系	外科系
呼吸器・感染症内科	消化器外科及び小児外科
内分泌・糖尿病内科	呼吸器外科及び乳腺外科
膠原病内科	心臓血管外科
腎臓内科	脳神経外科
脳神経内科	整形外科
消化器内科	皮膚科及び形成外科
循環器内科	腎臓外科・泌尿器科
血液内科	眼科
腫瘍内科	耳鼻咽喉科・頭頸部外科
総合内科・総合診療科	腎臓外科・泌尿器科
小児科	産婦人科
放射線科	麻酔科
	高度救命救急センター(精神科を含む。)